

令和2年度 事業計画

第1 基本方針

歴史を紐解くと、「ジューグラーの波」ではないが、45年ごとに大きな時代の変化が生じるといわれている。また、日本経済のトレンドをみると明治維新（1868年）から45年後、日露戦争終戦後（1912年）の好景気が終焉し、35年後には戦後からの復興（1947年）、更には45年後バブル崩壊（1992年）と歴史は繰り返されている。その間、1929年には世界恐慌、2008年にはリーマンショックが発生している。そこから類推するとバブル崩壊から35年後の2027年までには経済は確実に下降トレンドになると考えられる。

2011年3月11日には、「数百年とも千年に一度」とも言われる東日本大震災が発生し目に見えぬ何かを感じた。今年は道路運送法の全面改正から約70年、物流2法制定から30年の節目であり、我々業界に大改革を進めるように「物言わぬ自然」が教えているのかもしれない。

物流の過去は、生産販売の付随活動に過ぎなかった時代から、3PLそしてSCM（サプライチェーン・マネジメント；商品供給に関する全ての企業の効率化、最適化の実現）、更にはIT、AI化と変革している。物流管理の基礎は、「顧客サービスの水準向上を最小費用で達成するとともに、最大利益を同時に追求する管理技術を持つこと」が課題である。これを達成するには、「安全」「安心」のみではなく、顧客ニーズに応えることが大切である。

IT化・グローバル化など激変する現代、既存の法制度に適合した形で事業の再構築をしていくことが必要なのは誰しも認識しているが、規制緩和により免許制から許可制へ、運賃・料金の許可制から届出制へ等、現状にそぐわない状況があり、依然として需要の回復や収支の改善ができず、昨年の消費税増税の影響と中国をはじめとした世界経済の減速に加え、新型コロナウイルスによる消費意欲の低下から、更に経営状態は悪化。あらゆる努力を試みたが、運賃料金を転嫁できずに我々としても既に限界状態に突入している。

そういう中、一昨年12月に貨物自動車運送事業法が改正され、「荷主対策の深度化」、「規制の適正化」、「標準的な運賃の告示制度の導入」という3点セットが盛り込まれ、この施策を一体的に取り組むことにより業界の健全な発展が図られるものと期待している。加えて、ドライバーの労働条件、労働環境改善及び、事業の健全な運営確保のための整備も着々と進められている。これらを着実に実行するには、我々だけでは限界があり、国、自治体、発着荷主、消費者等幅広い関係者と問題意識と取組内容を共有していく必要がある。

については、引き続き関係機関や関係業界団体との連携を図りながら、【重点事業】に基づく諸施策を積極的に推進していく。

なお、事業の執行に当たっては、透明性、公平性、効率性を確保しつつ、適正な執行に努める。

【重点事業】

- 1 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業（公益目的事業）
- 2 施設の賃貸事業および物品販売事業（収益事業）
- 3 福利厚生事業および表彰事業等（共益事業）

第2 重点事業の概要

1 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業

(1) 地方貨物自動車運送適正化事業

① 適正化事業指導員による巡回指導等

ア 運輸支局・労働局との連携の更なる強化を図りながら、会員、非会員を問わず年度計画に基づく2年に1回の頻度で実施する「通常巡回」（年間290件目標）、外部からの通報あるいは行政からの依頼に基づく「特別巡回」、運輸支局等が同行して実施する「共同巡回」、運輸開始後3か月以内に行う新規事業者への調査指導を行う。

また、通常巡回において、改善の進まない事業者に対しては、巡回の頻度を増やして、より密な指導を実施し、事業所の法令遵守に対する意識の向上に努める。

特に、運輸安全マネジメントの普及啓発を徹底するとともに、輸送の安全を阻害する行為の防止並びに法令違反等に関する注意喚起及び指導を行う。

イ 評議委員会の開催

適正化の推進状況を的確に把握するため、貨物運送事業者、労働組合関係者、学識経験者、マスコミ関係者、荷主、一般消費者からなる評議委員会を年2回開催する。

ウ 関係機関との情報交換

適正化事業の効果的な推進を図るため、指定機関である佐賀運輸支局と定期的な幹事会を開催し、情報交換を行う。

② 個別指導、研修会、各種啓発資料による普及活動

ア 新規事業者、悪質事業者への巡回指導の際に、改善の進まない事業者への指導方策として、適正化実施機関事務所へ呼び出している個別指導を行う。

イ 事業主、運行管理者・整備管理者等を対象に、専門知識を有する講師を招聘し、交通労災防止や省エネ対策などのテーマに関する研修会を年3回程度開催する。

また、貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）の普及啓発活動

に努め、一般消費者等がより安全性の高い事業者選びが容易にできるよう、当協会ホームページ、広報誌により広く周知する。

適正化指導員的能力向上及び巡回指導内容の平準化を図るため、全日本トラック協会主催の研修会等に参加する。

③ 各種啓発資料による普及活動

県内の主要交差点等での定点監視など、街頭パトロールを実施し、違反事業者に対する指導を通じて、各種啓発活動を行う。

また、各種キャンペーンの開催に伴い、ポスターやチラシ等を作成して、荷主を始め、ドライバー等に配布するなど広報啓発活動を推進する。

④ 苦情相談窓口

運送事業者及び一般消費者等からの苦情に対しては、適正化指導員による、苦情対応マニュアルに基づいた迅速・的確な苦情対応により、輸送サービスの改善を図る。

また、悪質な違反情報等に対しては、適正化実施機関によって積極的な調査を行い関係当局へ通報するとともに、受理した要望、苦情については真摯に対応する。

(2) 助成事業

① 交通安全・輸送適正化等事業における助成事業

ア 事故防止対策

「事業用自動車総合安全プラン 2020」の各種施策並びに「運輸安全マネジメント」導入推進にあたり、「EMS用機器等導入助成（予算 430 台）」、「安全装置等導入促進助成（予算 260 台）」等の適正な交付金の活用による助成事業を展開する。

イ 自動車交通公害対策

地域環境対策、地球温暖化対策や輸送コストの抑制を図り輸送力を確保するため、ポスト新長期規制適合車、CNG車及びハイブリッド車の普及促進に係る助成（予算 130 台）を行う。

なお、導入に際しては、国及び全ト協と協調連携を図りつつ、積極的な助成を行い最新規制適合車への代替を進める。

ウ 労働安全対策

運転者の健康管理、交通労災事故撲滅による安全輸送の確保に向け、定期健康診断（7,600 名対象）並びにSAS受診（310 名対象）助成を実施し、また人手不足対策の一環として、大型自動車等運転免許取得（50 名対象）に対する

助成を行い、更には輸送サービスの改善と無資格運転者の荷役災害の防止を図るため、各種運転技能講習（フォークリフト、小型移動式クレーン等）受講促進のための技能講習等受講助成を行う。

② 公共輸送サービス改善事業における助成事業

運送事業者が公的な経営安定貸付、セーフティネット保証融資を受け易くするため保証料の一部助成を行う。また、事業経営の健全化に資するため事業者を流通経済大学、中小企業大学校に派遣し講習料の一部を助成する。

③ 上部団体に対する助成事業

当協会の上部団体である全ト協では、事業実施効果、資金運用の効率性等の観点から各都道府県トラック協会からの出捐金を原資として、全国団体として各種公益目的事業を推進しているため、その出捐金を助成する。（交付金額の23.0%を出捐）

(3) 融資・利子補給事業

トラック運送事業の近代化、効率化の促進と振興を図り、輸送力増強及び施設整備に係る資金の供給を行うことを目的とし、トラック運送事業者が車両等の買い替え、物流施設の整備等に要する費用に係る融資を円滑にするための融資・利子補給事業を推進する。

(4) セミナー事業

① 協議会、荷主懇談会、荷主物流セミナー等の開催

トラック輸送における運送業界の取引環境・労働時間改善等に向けた佐賀県地方協議会を継続して開催するほか、運輸行政の現状とこれからのビジョン等について荷主、行政等の関係機関との意見交換会や物流セミナーを開催する。

② 交通事故防止等のセミナーの開催

トラックドライバーによる交通事故の防止を目的として、コンサルティング会社の研究員等を招聘し、事故防止マニュアル等の教材を用いた教養やグループディスカッション等を行うなど、交通事故の未然防止に対する啓発活動の推進を図る。

③ 原価管理の徹底による経営基盤強化対策の実施

中小トラック運送事業者の原価意識の向上、原価管理の徹底等による経営体質改善のため、運送事業者の経営基盤強化に特化したセミナー等諸施策を講じる。

④ 労災保険収支の改善等の推進

労災保険収支の改善、労災事故防止に向けたセミナーの開催、啓発ポスターの配布等の広報啓発を行う。特に、社会保険等の未加入事業者に対する指導、社会保険制度等に関する法的義務の周知徹底、啓発活動の推進を図る。

(5) 競技会

輸送品質の確保及び交通安全意識の高揚を目的とし、プロドライバーとしての社会的責務を自覚させるため、年1回、佐賀運輸支局、佐賀県警察本部、佐賀県くらしの安全安心課、南鳥栖自動車学院等の協力を得て、佐賀県トラックドライバー・コンテストを開催する。また、優秀者を全国大会に派遣する。

(6) キャンペーン事業

貨物運送事業者の交通事故を無くし、安全安心な職場環境の形成とプロドライバーとしての社会的責務を自覚させるため、例年実施していたセーフティ・トラック・チャレンジ100作戦から無事故無違反の期間を拡大した200作戦（無事故無違反200日）を実施する。

(7) トラックの日事業

① イベント開催による普及啓発活動

「トラックは生活（くらし）と経済のライフライン」をテーマに、10月9日を「トラックの日」と定め、「夢のトラック」絵画コンクール入賞作品の展示、車両展示、安全講話等を通じ、運送業界の役割と重要性について一般市民の理解促進と業界の認知度向上を目的に市民との交流を図る。

② 「夢のトラック」絵画コンクール

「トラックの日」イベントに合わせ、佐賀県教育委員会の後援を得て、佐賀県内小学生から「夢のトラック」を題材にした絵画を募集し、優秀者にはトラックの日イベント時に表彰を行う。

また、優秀作品について県内会員事業者の営業車両に拡大ペイントして全国を走り回り、動く絵画として子供たちに夢を与える。

(8) トラック運送事業に係る規制緩和に関する調査研究及び要望活動

① 各種意見、陳情活動等の実現

自動車関係諸税や高速道路料金等をはじめ規制緩和の要望実現に向け、業界と密接に関連する諸課題について積極的に意見広告を行うほか、国会議員等への陳情活動を展開する。また、必要に応じて労働組合との意見交換会を開催する。

② 労働時間短縮に向けた取り組みの推進

運送事業に対する働き方改革に伴う時間外労働の上限規制が、2024年4月から義務化されるため、定期に開催している「トラック輸送における取引環境・労働時間改善等佐賀県地方協議会」での結果を活用し、諸対策の取り組みを推進する。

③ 原価管理に基づく適正運賃收受の推進

原価管理の徹底を実践するため、講習会を開催するとともに、荷主に対して不公平取引の是正について理解と協力を要請する。また、全ト協等と連携を図りながら、適正運賃收受のための制度化に向けた要請活動を推進する。

(9) 広報普及活動

① 各季交通安全運動等への積極的な取組

関係機関との連携を図りながら、各季開催される交通安全運動等に積極的に参加するほか、ポスター、のぼり旗等を作製配布して会員事業所の安全意識の高揚を図る。

- 春、夏、秋、冬の交通安全県民運動
- 年末年始の輸送等安全総点検
- 正しい運転、明るい輸送運動
- 過積載防止運動
- 労働災害防止強調運動
- 飲酒運転撲滅運動
- 自動車点検整備推進運動

② 各種メディアを活用した積極的な広報の実施

トラック運送事業への一層の理解促進に向け、ホームページの充実を図るほか、年間を通じて各種メディアを活用した積極的な広報を展開する。

(10) 緊急・救援物資輸送対策事業

佐賀県地域防災計画に基づき、佐賀県と「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」及び「家畜伝染病発生時における防疫対策に関する協定」を締結しており、大規模災害や鳥インフルエンザ等の発生時に対処する緊急通信体制、情報ネットワークの整備を図るとともに、有事には関係機関、団体との連携を密にして即時に対応できる緊急・救援物資輸送体制を確立する。

また、緊急事態に備え、佐賀県主催の総合防災訓練及び原子力防災訓練等に参加し、その体制の整備を図る。

2 施設の賃貸事業及び物品販売事業（収益事業）

(1) 施設及び機器の賃貸事業

研修会館維持管理規定に基づき、研修会館・唐津分室会議室・付属設備機器を会員非会員及び関係団体等の申請により使用料を徴収し、講習・研修の会場として賃貸する。

(2) 物品販売事業

トラック運送事業経営に必要な各種業務帳票類の販売を行う。販売価格については利潤を度外視した手数料程度にとどめ、事業者の負担が軽減されるよう設定する。

3 福利厚生事業及び表彰事業等（共益事業）

佐賀県内トラック運送事業者の80%以上を占める会員を対象に会員サービスの向上を図り、会員事業者の協会運営への自発的・積極的な参加を促すとともに、非会員事業者に対する当協会へ加入の動機付けを強化して、より高い協会加入率を実現して協会業務の更なる公益化を目指す。

(1) 行政庁提出書類の作成・助言・指導

会員ニーズに対応するため、多種多様な行政への申請作業等について、会員の負担軽減のために、書類作成等の助言・指導を行う。

(2) 福利厚生施設利用の助成

会員事業者の従業員とその同居家族の福利厚生を図るため、当協会と特約契約を締結している保養施設の利用料金の一部を助成する。

(3) 表彰事業

会員事業者の労働意欲の増進、交通安全及び遵法精神の高揚を目的に、永年にわたり協会運営やトラック運送事業の健全な発展に寄与し理事会の承認を受けた者を、協会長が通常総会にて表彰する。

(4) 助成事業

輸送品質の向上及び運行管理者業務等の充実を図るため、会員を対象とした適性診断受診料等助成（3,100名対象）、運転記録証明料等助成（12,400名対象）を行う。

また、事業所における初任運転者及び運転技能の指導的立場にある者を対象として、中央研修所、ドライビングアカデミーONGA、南鳥栖自動車学院等に派遣し研修させるほか、運送事業における労働力確保のため、自動車運転免許取得費用の一部助成を行う。

(5) 後継者育成事業

業界における後継者不足は年々深刻化しており、円滑な事業継承を促すことは喫緊の課題である。若手経営者等を対象とした、事業経営等の専門研修会・講習会等に積極的に参加することで経営者としての資質の向上を図る。

(6) 労働災害防止大会

運送業界における労働災害防止対策は、運行が荷主側の都合に左右されたり、渋滞等交通環境からの影響が大きく、運送事業者の取組だけでは限界があることから、荷主の積極的関与とインフラ整備等、関係団体、行政と一体となった対応が不可欠である。

このため、荷主団体等への協力要請や、陸運労災防止協会佐賀県支部との共催による労働災害防止大会において安全衛生諸施策、労働関係法令周知等、適切な労務管理、時間管理を促すようにする。

(7) 運行管理者試験委託事業

国土交通大臣指定試験機関である「公益財団法人運行管理者試験センター」から委託されている年2回実施する国家試験の運行管理者試験業務について、試験事務管理者の委嘱、受験申請書の販売代行、試験公示、試験当日の業務運営を行う。

なお、貨物運送事業において運行管理者育成は、安全で適正な運行を確保するため重要なものであり、試験業務の円滑な運営は適正かつ厳格に行う。

また、年2回の運行管理者試験の合格率向上のため、事前講習会を開催する。

(8) その他の事業

大阪市で開催予定の全国トラック運送事業者大会へ参加し、他都道府県の運送事業者との意見交換を通じて協調を図る。